お客さま各位

ガス料金の原料費調整制度に係る一部変更のお知らせ

日頃より、当市ガス事業に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。 このたび当市では、令和4年12月検針分(11月ご利用分)より、簡易ガス小売供給 約款の内容を一部変更させていただきますので、お知らせいたします。

お客さまにおかれましては、この度の制度変更により原料価格上昇分をご負担いただくこととなります。

このことは、ガスの安定供給を継続し、保安に関する費用を確保するために必要な措置 でございますので、誠に心苦しいですが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、今回の変更において、「基本料金」および「基準単位料金」の変更はございません。

〈対象となる契約種別〉

◆簡易ガス小売供給約款

〈変更内容〉

- ◆単位料金の調整における上限値の廃止
- ・原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除します。
- ・簡易ガス小売供給約款 第5章第22条(単位料金の調整) 2(2)平均原料価格のただし書きを削除
- ◆料金計算例(令和4年<u>11月検針分料金で比較</u>)【あじさい団地】
- ◎月 10 m³ご使用になるお客さまでの比較(税込)

- www		
	上限がある場合	上限がない場合
基	本料金 1,573.00円(A)	基本料金 1,573.00円(A)
従量料金 4,886.650円 (B=(C+D)×E) ₹		従量料金 4,886.650円 (B=(C+D)×E)
	基準単位料金 408.33 円 (C)	基準単位料金 408.33円 (C)
	単位料金調整額 80.335円(D)	単位料金調整額 80.335円(D)
	使用量 10 m³ (E)	使用量 10 m³ (E)
料金計 6,459 円 (A+B) 円未満切捨 料金計 6,459 円 (A+B) 円未満切捨		
【比較】平均原料価格が上限に達しなかったため、令和4年11月検針分の単位料金		

※11月検針分までは、「上限がある場合」で計算いたします

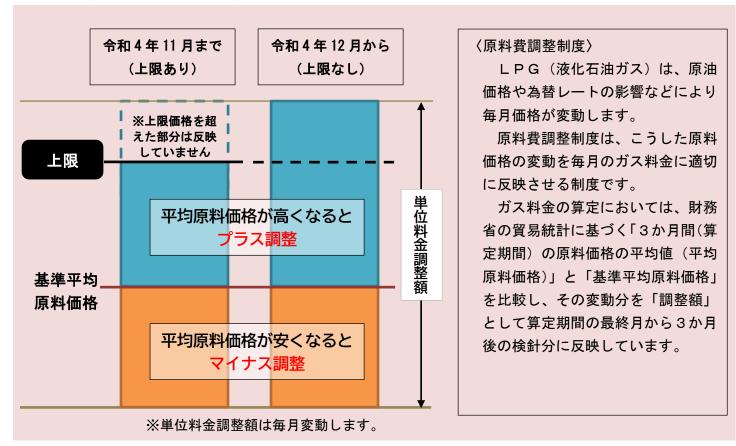
調整額は同額となり、料金も同額となります。

※12月検針分からは、「上限がない場合」で計算いたします。

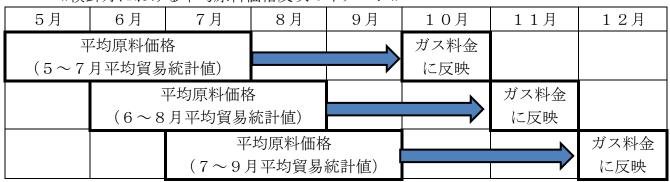
≪ガス料金の内訳≫



≪原料価格変動による調整額の上限廃止イメージ≫



≪検針月における平均原料価格反映のイメージ≫



◎毎月の調整単位料金(=基準単位料金+単位料金調整額)は、当市ガス局ホームページまたは「ガスご使用量のお知らせ(検針票)」にてご確認いただけます。

お問い合わせ先

松江市ガス局 (小売登録番号: H0007)

TEL 0852-21-0011

【受付時間】平日8:30~17:15